

## 三重県外国人起業活動促進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、本県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点性の向上を図ることを目的として、外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号、以下「告示」という。）に基づき、三重県外国人起業活動促進事業を実施することとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、告示並びに出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号、以下「入管法」という。）で使用する用語の例による。

### (事業の内容)

第3条 本事業は、別表1に掲げる三重県内の大学またはその大学院を卒業見込または修了見込の留学生で、三重県内での起業を希望し、起業準備活動の開始から一年以内に、入管法に定める在留資格「経営・管理」への在留資格変更許可申請の基準を満たすことが見込まれる者について、知事が、起業準備活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認（以下「起業準備活動確認」という。）を行い、平成二年法務省告示第百三十一号（入管法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）四十四に定める在留資格「特定活動」の申請を可能とし、告示で定める特定外国人起業家とすることで、本県における留学生による起業活動を促進し、本県産業の振興、ひいては我が国の国際競争力強化と国際的な経済活動の拠点形成を図るものとする。

### (起業準備活動計画の確認申請)

第4条 起業準備活動の確認を受けようとする留学生（以下「申請人」という。）は、様式第1号による起業準備活動計画確認申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 起業準備活動計画書（様式第1号の2）
- (2) 起業準備活動の工程表（様式第1号の3）
- (3) 申請人の履歴書（様式第1号の4）
- (4) 誓約書（様式第1号の5）
- (5) 推薦状（様式第1号の6）
- (6) 申請人の旅券の写し
- (7) 卒業後又は修了後一年間における申請人の住居を明らかにする書類
- (8) 卒業後又は修了後一年間における申請人の滞在費及び起業活動の継続が困難となった際に帰国する旅費を明らかにする書類
- (9) 告示第5の6（1）⑤のいずれかに該当することを証する書類  
（イに該当する場合、申請時は卒業見込証明書または修了見込証明書の提出でも可能とするが、卒業証明書もしくは修了証明書が発行され次第、すみやかに知事へ提出すること）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする書類

2 申請人は、前項の申請の内容に変更が生じたときは、様式第1号の7による変更届出書に、変更内容を確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(起業準備活動計画の更新の確認申請)

第5条 第6条第1項の確認を受けた後、起業準備活動計画の更新の確認を受けようとする申請人は、様式第2号による起業準備活動計画確認申請書(更新用)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 起業準備活動計画書(更新用) (様式第2号の2)
- (2) 起業準備活動の工程表(更新用) (様式第2号の3)
- (3) 在留期間の更新後六月間の申請人の住居を明らかにする書類
- (4) 在留期間の更新後六月間の申請人の滞在費及び起業活動の継続が困難となった際に帰国する旅費を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする書類

2 申請人は、前項の申請の内容に変更が生じたときは、様式第2号の4による変更届出書(更新用)に、変更内容を確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(起業準備活動計画確認)

第6条 知事は、第4条の申請があった場合は、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上、当該申請に係る起業準備活動が告示第5の6(1)①から⑤までのいずれにも該当すると認めるときは、申請から原則として一月までに起業準備活動計画確認をするものとする。

2 知事は、第5条の申請があった場合は、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上、当該申請に係る起業準備活動計画が告示第5の6(2)①から④までのいずれにも該当すると認めるときは、申請から原則として一月までに起業準備活動計画更新確認をするものとする。

3 知事は、前二項の確認をしたときは、申請人に対し、様式第3号の1による起業準備活動計画確認証明書又は様式第3号の2による起業準備活動計画確認証明書(更新用)を交付するものとする。なお、交付の際、様式第4号の交付確認書に従って申請人の本人確認を行ったうえで交付するものとし、交付する確認書の有効期限は交付の日より起算して三月とする。

4 知事は、起業準備活動計画確認証明書の不交付を決定したときは、申請人に対し、様式第5号による起業準備活動計画確認結果通知書により通知するものとする。

5 知事は、申請人が三重県暴力団排除条例(平成22年三重県条例第48号)第2条に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)である場合は、申請を受理せず、また、起業準備活動計画確認書の不交付を決定することができる。

(起業準備活動計画確認の取消し)

第7条 知事は、起業準備活動計画確認証明書を交付した申請人が、虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載がある提出書類等により当該確認を受けたことが判明したとき、暴力団員等であることが判明したとき又は正当な理由なく第10条第1項及び第2項に定める調査等に応じないときは、当該確認を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、様式第6号による起業準備活動計画確認取消通知書を申請人に通知するものとする。

(申請人の在留資格取得の報告)

第8条 申請人は、様式第7号により、在留資格「特定活動」の取得後5日以内に知事に報告するも

のとする。

(在留資格取得後の措置)

第9条 知事は、起業準備活動計画確認証明書を交付した申請人について、在留資格「特定活動」取得後、起業準備活動が円滑かつ確実に実施されるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(起業準備活動計画の調査等)

第10条 知事は、起業準備活動計画確認証明書を交付してから起業に至るまでの間、1月に1回、起業準備活動計画の進捗状況の確認を行うものとする。

2 前項の確認は、申請人との面談により行うものとし、必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対し、説明や書類の提出その他の対応を求めることができる。

3 知事は、起業準備活動の進捗状況その他起業準備活動計画確認をした申請人に係る状況について、経済産業大臣及び申請人の住居地を管轄する地方出入国在留管理局長に情報を提供するものとする。

4 知事は、申請人の起業準備活動の継続が困難であると判断した場合、在留期間が満了するまでの間に帰国するよう指導するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、三重県外国人起業活動促進事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表 1

三重大学

四日市大学

鈴鹿大学